

# 県南 B 地区ミニバスケットボール連盟規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規約は、県南 B 地区ミニバスケットボール連盟に関することを定める。
- 第 2 条 本連盟は、県南 B 地区ミニバスケットボール連盟に登録したスポーツ少年団によって構成された連盟である。

## 第 2 章 目 的

- 第 3 条 本連盟は、県南 B 地区ミニバスケットボールの普及、発展と育成及び活動の活発化を図り、振興し心身の健全な育成に有することを目的とする。

## 第 3 章 事 業

- 第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 各種大会の開催
  - (2) 講習会、研修会の開催
  - (3) 県ミニバス連盟の運営協力
  - (4) その他目的達成に必要な事業
- 第 5 条 本連盟は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、本連盟の事業実施の基本方針については県ミニバス連盟に準ずる。

## 第 4 章 登 録

- 第 6 条 本連盟の加入は、登録をもって行う。
- (1) 本連盟に加入したチームは、県ミニバス連盟に準じた登録をすること。
  - (2) 登録は、毎年度これを新規更新する。
  - (3) 中途登録、その他登録に関しては、理事会において協議、決定するものとする。(各種手続きをすること。)
  - (4) 競技年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日を以って終わる。

## 第 5 章 役 員

- 第 7 条 本連盟に次の役員をおく。
- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副会長 1 名
  - (3) 理事長 1 名
  - (4) 副理事長 3 名

2次の専門委員を置く。

- (1) 総務委員長1名 総務担当若干名
- (2) 競技委員長1名 競技担当若干名
- (3) 審判委員長1名 審判担当若干名
- (4) TO委員長1名 TO担当若干名
- (5) 財務委員若干名
- (6) 監事(監査)若干名

第8条 各地区は、地区理事1名を選出する。

- (1) 地区理事は、専門委員に属する。

第9条 理事長・副理事長並びに各委員長(副委員長)は、県ミニバス連盟より依頼された場合、県理事(常任理事)に就任するものとする。

第10条 会長・副会長は役員会(理事会)において選出し、県南B地区ミニバスケットボール連盟理事長が委嘱する。また、必要に応じて顧問を置くことが出来る。会長・副会長・顧問は連盟の相談役に応じる。

第11条 理事長・副理事長は、理事会において選出し、総会の議を経て就任する。

- (1) 理事長は連盟を代表し、会務のすべてを統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第12条 各委員長は、理事会において選出し、総会で承認を得て理事長が委嘱する。

- (1) 委員長は理事長を補佐し、会務を掌理する。
- (2) 委員は、各地区で選出された者及び理事会にて推薦された者で、理事長が委嘱する。
- (3) 副委員長及び委員は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行し、目的を達成するために事業を企画運営する。
- (4) 監事(監査)は、理事会において選出し、本連盟の会計を監査する

第13条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。役員に欠員が生じたときはその補充をする。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 会 議

第14条 総会は、毎年1回理事長が招集し議長には理事長があたる。ただし、理事長が必要と認めた時は臨時にこれを召集することができる。

第15条 総会は、本連盟の事業計画、予算、事業報告、決算、その他事業に関する重要事項で役員会(理事会)の付議した事項を議決する。

第16条 役員会(理事会)とは、理事長が招集し理事長以下各委員が会議する。議長には理事長があたる。

第17条 役員会(理事会)は、本連盟の事業計画、予算、事業報告、決算、役員改選その他事業に関する重要事項を企画、立案する。

第18条 各会議は、構成員の2分の1以上出席をもって成立する。

- 2 各会議に出席できないときは、議決権を委任することができる。
- 3 各会議の議事は、出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

## 第7章 会 計

第19条 経費は、年間登録費、大会参加費、補助金その他の収入をもって充てる。

第20条 加入チームは、役員会（理事会）で決定した登録費及び大会参加費を納入しなければならない。

第20条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 規約の変更

第21条 この規約は、役員会（理事会）及び総会において3分の2以上の賛同を得なければ、変更はできない。

付 則

この規約は、平成19年5月1日から1ヶ月間施行期間とし、その後適用する。

平成25年4月29日一部改正

平成27年9月26日一部改正

# 県南 B 地区ミニバスケットボール連盟規約施行細則

- 第 1 条 県南 B 地区ミニバスケットボール連盟規約第 4 条の大会とは、新人大会、夏季大会、秋季大会、ひよっこ大会である。
- (2) 講習会、研修会とは審判講習会（研修会）、TO 講習会（研修会）等である。
  - (3) 県ミニバス連盟の協力とは、県主催各大会の会場準備及び大会運営等である。
- 第 2 条 第 6 条（1）の県ミニバス連盟に準じた登録とは、日本バスケットボール協会、日本ミニバスケットボール連盟、茨城県ミニバスケットボール連盟、スポーツ少年団登録・及びスポーツ安全協会障害保険に加入することである。
- 第 3 条 県南 B 地区ミニバスケットボール連盟規約第 19 条は次のとおりです。
- (1) 連盟年間登録費は 5 0 0 0 円とし、総会時に納入すること。
  - (2) 公式大会参加費は、年間 3 試合（夏季大会、秋季大会、新人大会）で、1 試合 3 0 0 0 円とする。なお参加費の一部については、特別会計とし県ミニバス連盟の B 地区負担金とする。
  - (3) その他の大会及び各講習会については、役員会（理事会）の議を経て別に定める。
  - (4) 一般会計に不足が生じた場合は、理事会で協議決定し登録費、参加費の変更又は特別会計より捻出することが出来る。事後、総会において報告する。
- 第 4 条 県理事の旅費については、次のとおりとする。
- (1) 県主催の大会及び会議等に出席した時に支給する。
  - (2) 支給は、日当 1, 5 0 0 円とする。なお交通費については、役員会（理事会）において別途決定する。
  - (3) その他については、理事会で協議し決定するものとする。
- 第 5 条 慶弔については、次のとおりとする。
- (1) 連盟役員及び連盟登録指導者の死亡については、香典 1 0 0 0 0 円または花輪（生花）1 基とする。
  - (2) その他については、理事会で協議し決定する。事後、総会において報告する。
- 第 6 条 地区大会における審判派遣に関して
- (1) 予選リーグにおいて組み合わせの都合上 審判派遣が必要となった場合、派遣審判員に対して日当 1 試合あたり 1 0 0 0 円と昼食が必要な場合は昼食 5 0 0 円相当を支給する。

## 付 則

この細則は、平成 19 年 5 月 1 日から 1 ヶ月間施行期間とし、その後適用する。

平成 28 年 4 月 29 日 細則第 6 条追加

# 県南 B 地区ミニバスケットボール連盟役員

(平成 27 年度～平成 28 年度)

会 長 小谷野 守 男  
副 会 長 間根山 稔 男

顧 問 岡 賢 市

## 常任理事

理事長 久 川 勝 彦 (松ヶ丘：県常任理事 総務副委員長)  
副理事長 岩 田 成 弘 (伊奈：県理事 広報委員)  
〃 阿 部 功 (作岡)  
〃 片 岡 博 之 (藤代)  
総務委員長 岩 田 成 弘 (伊奈：県理事 広報委員) ※兼務  
競技委員長 横 山 信 行 (ソニック：県理事 競技委員)  
審判委員長 鈴 木 益 美 (小絹：県理事 審判委員)  
TO委員長 大 滝 茂 (小絹：県理事 TO委員)

## 理 事

総務副委員長 野 村 光 良 (桜)  
〃 委員 中 山 和 幸 (大野)  
〃 委員 白 井 健 史 (藤代) ※財務担当  
競技副委員長 宮 崎 哲 也 (布川)  
〃 委員 渡 辺 哲 夫 (小張)  
〃 委員 赤 城 秀 樹 (作岡)  
審判副委員長 松 宮 民 夫 (並木)  
〃 委員 秋 田 潤 (県南B地区連盟)  
〃 委員 一 色 渉 (県南B地区連盟：県理事 審判委員)  
〃 委員 竹 内 健 治 (ファインズ)  
〃 委員 椎 名 宏 之 (久賀：県常任理事 コミッショナー委員会 委員長)  
TO副委員長 佐々木 薫 (沼崎)  
〃 委員 根 本 雅 美 (戸頭)  
〃 委員 小 川 仁 士 (郷州)

監事 (監査) 石 田 博 民  
杉 山 昌 彦

連盟事務局 取手市井野